

福祉特別乗車券に係る誤った事務処理について

福祉特別乗車券の年度更新処理に際して、市内複数の区において一部誤った事務処理を行っていたことにより、本来、福祉特別乗車券（平成23年4月1日から有効）の交付対象ではない市民の方に対して福祉特別乗車券を交付していたことが判明しました。

1 児童扶養手当受給世帯に交付される乗車券（所管：こども青少年局こども家庭課）

(1) 誤って交付した件数

福祉特別乗車券（児童扶養手当受給世帯要件） 総交付件数 18,379 世帯

区	港南区	港北区	栄区	瀬谷区	計
件数	61 世帯	72 世帯	40 世帯	57 世帯	230 世帯

(2) 経過

平成 23 年 3 月 23 日（水）：港南区在住の市民から「交付資格がなくなるのに福祉特別乗車券が送られてきた。」との電話が区にあり、判明しました。

平成 23 年 3 月 25 日（金）：港南区高齢・障害支援課からこども青少年局こども家庭課に報告がありました。

平成 23 年 3 月 29 日（火）：こども青少年局こども家庭課から、港南区を除く 17 区に事務処理状況の確認照会を行いました。港南区を含む上記 4 区において、同様の事務処理が行われていたことが 30 日に判明しました。

(3) 発生原因

毎年 3 月に、新年度（平成 23 年 4 月 1 日から有効）の福祉特別乗車券を交付しています。その際、児童扶養手当受給を要件とする資格者について、児童扶養手当受給資格が 3 月で喪失する方のリスト（引き抜き対象者リスト）を局で作成し、各区役所ではそのリストに基づき、喪失する方の福祉特別乗車券を引き抜いた上で、交付しています。今回は、この確認作業を 4 区で怠ったため、交付資格のない方へも交付したものです。

(4) 対応

誤交付をした福祉特別乗車券対象者に対し、電話で速やかに今回の経緯の説明及び謝罪を行い、福祉特別乗車券を返還していただくようお願いし、返送用の封筒を送付しました。

(5) 再発防止策

各区福祉特別乗車券業務担当係長会議、事務担当者会議等で、年度更新時のデータの確認方法をはじめとする年度更新事務について、再度徹底します。

また、今後、新たにチェックリストを局が作成し、各区の担当者が各項目をチェックしながら作業できるようにするとともに、作業手順に間違いがなかったかを別の担当者が確認することとします。

2 精神障害者保健福祉手帳を所持している方に交付される乗車券(所管：健康福祉局障害福祉課)

(1) 誤って交付した件数

福祉特別乗車券（精神障害者保健福祉手帳交付要件） 総交付件数 16,384 名

区	鶴見区	緑区	計
件数	24 名	10 名	34 名

(2) 経過

平成 23 年 3 月 25 日（金）：健康福祉局総務課から、港南区の児童扶養手当受給世帯要件の対象者について、誤った事務処理があったとの情報を受けました。

平成 23 年 3 月 30 日（水）：健康福祉局障害福祉課から、全区に確認照会をしたところ、鶴見区と緑区で、精神障害者保健福祉手帳の有効期限が終了している方へ交付していることが判明しました。

(3) 発生原因

毎年 3 月に、新年度（平成 23 年 4 月 1 日から有効）の福祉特別乗車券の交付を行っています。精神障害を要件とする資格者については、精神障害者保健福祉手帳の有効期限終期が 2 月及び 3 月にあたる方のリストを作成し、各区役所において、資格要件である精神障害者保健福祉手帳の更新申請を確認した上で、交付をしています。この確認作業を 2 区で怠ったため、交付資格のない方へも交付したものです。

(4) 対応

誤交付をした福祉特別乗車券対象者に対し、電話で速やかに今回の経緯の説明及び謝罪を行い、その上で精神障害者保健福祉手帳の更新申請の勧奨を行いました。障害者手帳申請がされない場合に福祉特別乗車券の交付資格を失うことをご説明した上で福祉特別乗車券を回収します。

(5) 再発防止策

各区障害業務担当係長会議、事務担当者会議等で、年度更新時のデータの確認方法をはじめとする年度更新事務について、再度徹底します。

【参考】福祉特別乗車券の概要

内容	障害者の社会参加のきっかけとすることや、ひとり親家庭（児童扶養手当受給世帯）の自立支援のための社会参加促進を図る目的から、市営バス（全線）・市営地下鉄（全線）、金沢シーサイドライン（全線）、市内を運行する民営バス（一部市外区間を含む）を無料で利用できる乗車券を交付
対象者	下記のいずれかに該当する 70 歳未満の方で、福祉タクシー利用券の交付を受けていない方 (1) 1～4 級の身体障害者手帳所持者 (2) 知能指数 50 以下の方（愛の手帳 A1～B1 所持者） (3) 1～3 級の精神障害者保健福祉手帳所持者 (4) 被爆者健康手帳所持者 (5) 戦傷病者手帳所持者 (6) 母子生活支援施設入所世帯に一枚 (7) 児童扶養手当受給世帯に一枚

お問い合わせ先	
鶴見区高齢・障害支援課長	森 崇 Tel 045-510-1764
港南区高齢・障害支援課長	小張 弘之 Tel 045-847-8409
港北区こども家庭支援課長	本間 睦 Tel 045-540-2309
緑区高齢・障害支援課長	西川 賢司 Tel 045-930-2307
栄区こども家庭障害支援課長	大庭 充男 Tel 045-894-8519
瀬谷区高齢・障害支援課長	藤澤 智明 Tel 045-367-5730
こども青少年局こども家庭課長	阿部 隆康 Tel 045-671-2352
健康福祉局障害福祉課長	佐藤 友也 Tel 045-671-4130